

第5次宮古島市男女共同参画計画策定業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1. 公募の目的

本市では、令和4年3月に「第4次宮古島市男女共同参画計画」を策定し、「共に認め合い、共に活躍できる社会を目指して」を基本理念に、「第4次宮古島市男女共同参画計画～うい・ずうプラン～」に基づく施策の展開を図ってきた。

令和8年度末をもって本計画の最終年度を迎えることから、計画の取り組み状況を確認し、社会情勢及び市民の意識、価値観の変化を踏まえ、さらなる推進が図れるように計画を策定する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

第5次宮古島市男女共同参画計画策定業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

(3) 業務内容

別紙の「第5次宮古島市男女共同参画計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、仕様書の内容は現時点のものであり、今後、業務執行において変更の必要が生じた際、変更する場合がある。

(4) 委託上限額

¥7,579,000-（消費税及び地方消費税を含む）以内

（内訳）令和7年度：¥3,894,000-

令和8年度：¥3,685,000-

※この金額は予算の限度を示すものであり、契約金額を示すものではない。

3. 応募資格

次の要件を全て満たす法人とする。

(1) 沖縄県内に本社、もしくは支店または営業所を置いていることとする。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始がなされていないものであること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(5) 本業務の公告日から契約締結日までの間において、宮古島市工事請負契約に係る指名

停止等の措置を受けていないものであること。

(6) 国税、県税、市町村税を滞納していないものであること。

(7) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤や能力を有し、連絡・調整や打合せ等の参加が常時可能である体制を取れるものであること。

(8) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4. 応募の手続き

(1) 応募に必要な書類の配付

配布場所：宮古島市企画政策部 働く女性の家

※宮古島市ホームページ内より入手可。

(2) 応募に関する質問

応募に関する質問がある場合は、質問票(様式1)により電子メールまたはFAXにて提出すること。なお、電子メールまたはFAX以外による質問は受け付けられないものとする。

【受付期限】令和7年8月20日(水)12:00 必着

【提出先】メールアドレス 後記の「11 問い合わせ先」宛て

※提出の際は、担当まで電話にて到着・受信の確認を行うこと。

【回答】質問受付後、5日以内(月曜祝日除く。)に市ホームページ上に掲載予定。

(3) 企画提案書等の提出

企画提案へ応募するものは、次により郵送(簡易書留での送付とする)にて提出すること。なお、企画提案の応募が可能なのは「3. 応募資格」を全て満たすものに限る。企画提案書の作成および提出にあたっては、「5. 企画提案書の作成および提出」に基づくこと。

【提出期限】令和7年8月27日(水)17:00 必着

【提出先】後記の「11 問い合わせ先」の住所宛て

5. 企画提案書の作成および提出

(1) 提出書類

上記「4. 応募の手続き」にある「③企画提案書等の提出」にあたっては、以下の書類を提出すること。なお、提出書類(ホームページ掲載様式をダウンロードして活用ください。)の押印箇所にはすべて代表社印を押印すること。

①企画提案応募申請書兼誓約書(様式2) 1部

②会社概要 1部

③納税証明書(国税、県税、市町村税分) 1部

④登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 1部

⑤企画提案書 9部(正1部・副8部)

⑥業務スケジュール 9部(正1部・副8部)

⑦業務実施体制(様式4) 9部(正1部・副8部)

⑧過去5年以内の類似等業務実績書（様式5） 9部（正1部・副8部）

※業務実績については、業務ごとに契約書の鑑の写しを添付すること。

⑨経費見積書 9部（正1部・副8部）

本業務に必要な経費を、予算限度額の範囲内において作成すること。

注1 上記③および④については、いずれも発行後3ヶ月以内のものを提出すること。なお、発行後3ヶ月以内であり、内容が原本と相違ないことが確認できるものであれば、写しであっても構わない。

注2 上記⑤～⑨については、順番にファイリングし、ひとつで綴じること。副については、写しでも可とする。

注3 上記⑥については、各工程を具体的かつ詳細に記載すること。

注4 上記⑨については、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載し、値引き等の記載は行わないこと。

（2）企画提案書の作成に係る留意点

①書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とすること。

②A4判の両面印刷を基本とし、A3判を使用する場合は横折込みとすること。

③文字サイズは11ポイント以上を基本とすること。

④提案内容は、仕様書の業務内容を反映し、明瞭かつ具体的に記載すること。

⑤「仕様書」の業務内容以外にも有益な提案があれば記載すること。

⑥提出した企画提案書の差し替えは原則認めない。

6. 提案辞退

企画提案応募申請書兼誓約書を提出した者が、企画提案を辞退する場合は、企画提案辞退届（様式3）を郵送にて提出すること。

なお、企画提案を辞退する場合であっても、提出した書類の返送は行わない。

7. 受託者の選定

別途定める受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の中で、提案者による企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、その内容を審査する。応募多数の場合は、1次審査（書面審査等）及び2次審査（プレゼンテーション）に分けて実施し、選定する場合がある。

選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには一切応じない。

（1）選定基準

以下の着眼点に基づいて総合的な評価を行うものとする。

No	評価項目	評価内容	配点
1	業務実施体制 （様式4）	担当者数、担当者の配置構成は妥当であり、適切に業務を遂行できる体制となっているか。	5

2	業務実績 (様式5)	過去5年間に同種・類似業務の実務実績はあるか、また、本市と同程度規模の調査・分析業務の実績はあるか	5
3	企画提案内容	本市の男女共同参画計画の策定の視点や方向性について、本市の現状・課題・特性を踏まえた提案となっているか	15
		国の指針や社会潮流等、ニーズ調査や計画策定に当たって踏まえるべき事項を盛り込んでいるか	10
		本市の他の計画に対する情報把握等は十分か（策定中の他計画との整合の確保も含む）	10
		本市にとって有効な独自性のある具体的な提案がなされているか	15
4	プレゼンテーション	説明はわかりやすく、説得力を有しているか	5
		質問等に対する応答が的確であるか	5
合計			70

(2) プレゼンテーション

以下の日程でプレゼンテーションを実施する。

【実施日】 令和7年9月4日（木）

【場 所】 宮古島市役所総合庁舎2階会議室

【所要時間】 25分（説明15分、質疑10分）

※企画提案の順番は企画提案書の受付順とする。

※出席者数は1提案者2名以内とし、実際に業務に携わる者の出席を必須とする。

(3) 結果の通知

選定結果については、選定委員会終了後、各提案者宛に書面により通知する。

8. 契約

(1) 契約の締結

受託候補者に選定された者は速やかに本市と契約交渉にあたり、提案内容・契約の詳細について協議し、双方合意の後に本業務委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点の者と協議に入るものとする。

(2) 契約金額

契約金額については、受託者から見積書を新たに徴取し、市が設定する予定価格の範囲内であると確認したうえで決定する。

(3) 契約金額の支払い方法

支払いについては、受託者から提出される経費報告書を基に、業務実施において実際に要

した経費等から支払うべき額を確定する「精算払い」を採用する。

(4) 契約保証金

宮古島市契約規則第 26 条第 1 項により契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。但し、宮古島市契約規則第 26 条第 3 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

9. スケジュール (予定)

令和 7 年 8 月 13 日 (水) 企画提案資料および質問票の受付開始

令和 7 年 8 月 20 日 (水) 質問票受付期限

令和 7 年 8 月 27 日 (水) 必要書類および企画提案書類の提出期限

令和 7 年 9 月 4 日 (木) 審査・プレゼンテーション

令和 7 年 9 月中旬 受託者の決定および契約締結

10. その他留意事項

①以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 応募資格のない者が提案したとき。

イ ひとつの法人が複数の提案をしたとき。

ウ 書類等に虚偽の記載をしたとき。

エ 所定の日時及び場所に企画提案を行わないとき。

オ 誤字・脱字等によって提案の意思表示が極端に不明確であるとき。

カ その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為があったとき。

②企画提案書等を受理した後の提案者による加筆・修正は、原則認めない。

③提出書類の収集・作成・送付およびプレゼンテーションの参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

④受託者の選定に関する審査内容及び経過等については非公開とし、審査に関する異議申し立ては一切応じないものとする。

⑤提出された企画提案書類は返却しないものとする。なお、提出された書類は原則として本業務における公募選定にのみ使用し、提案者の承諾なく他の目的には使用しない。

11. 問い合わせ先

〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里 442 番地

宮古島市 企画政策部 働く女性の家 (月曜祝日休館)

担当：大見謝 (オミジヤ)、米田 (マイタ)

TEL(FAX 兼)：(0980) 73-5245

E-mail：yuiminaa.3kaku@city.miyakojima.lg.jp